平成２５年（フ）第９９１号
千葉県浦安市東野２丁目16番18号
債務者　鈴木　祐介
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月10日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９７３号
東京都あきる野市野辺236番地２エンゼルハイム103号
債務者　渡辺　順子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９７５号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―215
債務者　高松　啓介
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４９号
東京都日野市日野台２丁目16番地の11
債務者　三瀬麻由美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５４号
岡山市中区門田文化町１―２―12セントエルモ門田文化町208号、住民票上の住所岡山県倉敷市中庄3158番地１　ノーブルコート中庄501号
債務者　西岡　宰希
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
大分県宇佐市安心院町木裳284番地
債務者　大久保卓美
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月10日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3217番地15
債務者　岩井よし子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第９３号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目107番地カリーノ101号
債務者　今野よし子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５０５号
静岡市駿河区石部22番20号
債務者　市川ユリ子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２号
愛知県豊橋市芦原町字芦原77番地の１
債務者　日向　啓二
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０９号
北海道帯広市東４条南13丁目12番地　ピュアハウス２階Ｆ号室
債務者　佐々木千恵子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市上本山町865番地　県営住宅Ａ棟203号、旧住所長崎県佐世保市庵浦町823番地
債務者　尾崎　公則（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２６２号
千葉市緑区誉田町２丁目２番地1518　ヴィラージュ誉田203号、開始決定時の住所千葉県市原市ちはら台西６丁目22番地７
破産者　井桁　明夫
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９３号
熊本市南区城南町鰐瀬1808番地25
破産者　株式会社湖東製作所
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８９号
長野県上伊那郡宮田村3366番地
破産者　有限会社小一商店
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第９０号
長野県上伊那郡宮田村3272番地
破産者　前林　善一
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所伊那支部